

韓国における視察の概要

第1 視察日程及び参加委員等

1 平成23年3月7日（月）【1日目】

9:45～ 大韓弁護士協会における視察

（参加委員等）千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，後藤委員，佐藤委員，但木委員，原田委員，宮崎委員，諸石委員，事務局（黒川）

13:30～ 大検察庁における視察

（参加委員等）千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，後藤委員，佐藤委員，但木委員，原田委員，宮崎委員，諸石委員，事務局（黒川）

16:00～ 法務部における視察

（参加委員等）千葉座長，石田委員，井上委員，江川委員，後藤委員，佐藤委員，但木委員，原田委員，宮崎委員，諸石委員，事務局（黒川）

2 平成23年3月8日（火）【2日目】

10:00～ ソウル中央地検における視察

（参加委員等）石田委員，井上委員，江川委員，後藤委員，佐藤委員，但木委員，原田委員，宮崎委員，諸石委員，事務局（黒川）

第2 大韓弁護士協会における視察（1日目）

大韓弁護士協会辛永茂（シン・ヨンム）協会長表敬が行われたほか，以下の説明及び質疑応答が行われた。

大韓弁護士協会所属弁護士及び韓国警察大学校李東熹（イ・ドンヒ）教授による説明及び質疑応答

大韓弁護士協会所属弁護士から，韓国における取調べの映像録画制度

及び取調べの弁護士立会制度導入の経緯・理由，それぞれの制度の運用状況，それぞれの制度及び運用に対する同弁護士の見解，現在国会提出を予定している映像録画制度を改正する内容を含む改正法案における映像録画に関する改正の概要などについて説明があった。

また，韓国警察大学校李教授から，韓国における警察及び検察の取調べ室の状況，映像録画制度についての同教授の見解，取調べの弁護士立会制度導入の経緯・理由，同制度の運用状況などについて説明があった。

これらに対し，質疑応答が行われた。質疑応答の要旨は，別紙１のとおり。

第３ 大検察庁における視察（１日目）

金峻圭（キム・ジュンギュ）検事総長表敬が行われたほか，以下の説明及び質疑応答等が行われた。

１ 大検察庁検事による説明及び質疑応答

大検察庁検事から，韓国における取調べの映像録画制度導入の経緯・理由，映像録画の目的，実施範囲，韓国国内における映像録画の実施件数・罪名，取調べの弁護士立会制度導入の経緯・理由，韓国国内における弁護士立会の実施件数，デジタルフォレンジックセンター設置の経緯，実施している科学捜査の内容・設備，体制（人員），設置のメリットなどについて説明があった。

これに対し，質疑応答が行われた。質疑応答の要旨は，別紙２－１のとおり。

２ デジタルフォレンジックセンターの視察

システム運用室，文書鑑定室，DNAデータベース部門，映像分析室の視察を行った。その際，大検察庁検事から，各視察先の機能・役割等について説明があった。

デジタルフォレンジックセンターの外観は，別紙２－２のとおり。

第４ 法務部における視察（１日目）

法務部李貴男（イ・クィナム）長官表敬が行われたほか，以下の説明及び質疑応答が行われた。

法務部検事からの説明及び質疑応答

法務部検事から、国会提出を予定している新たな捜査手法等に関する法案について、法案提出を予定することとなった経緯・理由、法案の具体的内容（司法協助者訴追免除・刑罰減免制度、司法妨害罪、重要参考人出席義務制度、公判手続への被害者参加制度及び映像録画物の実質証拠化の概要等）について説明があった。

これに対し、質疑応答が行われた。質疑応答の要旨は、別紙３のとおり。

第５ ソウル中央地検における視察（２日目）

ソウル中央地検韓相大（ハン・サンデ）検事長表敬が行われたほか、以下の説明及び質疑応答が行われた。

１ ソウル中央地検検事からの説明及び質疑応答

ソウル中央地検検事から、取調べの映像録画の実施範囲、ソウル中央地検における映像録画の実施件数・罪名、映像録画制度の長所・短所、取調べの弁護士立会が実施された主な事件の罪名、件数、立会弁護士の具体的対応、検察官が弁護士立会を拒否する場合の理由、弁護士立会制度の長所・短所などについて説明があった。

これに対し、質疑応答が行われた。質疑応答の要旨は、別紙４－１のとおり。

２ ソウル中央地検の映像録画用取調べ室視察

ソウル中央地検内に設置されている女性・児童専用の取調べ控え室及び女性・児童専用の映像録画用取調べ室の視察を行った。その際、ソウル中央地検検事から、映像録画装置を操作しながら取調べの映像録画の具体的な実施方法等について説明があった。

女性・児童専用の取調べ控え室及び女性・児童専用の映像録画用取調べ室の状況（ソウル中央地検から提供を受けた写真）は、別紙４－２のとおり。

以 上

大韓弁護士協会所属弁護士及び韓国警察大学校李東熹(イ・ドンヒ)
教授による説明及び質疑応答の要旨

説明の要旨

- 映像録画について
 - 検察庁での取調べ中に被疑者が取調べ官から暴行を受けて死亡する事件が起こり、取調べの適正を図る必要が生じた。
 - 以前は検事調書に被疑者の署名があれば検事調書の証拠能力が認められていたが、大法院の判例変更により、実質的真正成立、つまり、検事調書は被取調者が供述した内容が記載されていることが立証されなければ証拠能力が認められなくなった。
 - これらを受けて、取調べの適正を図るため及び実質的真正成立を立証するため、映像録画制度が導入された。
 - 映像録画をするかしないかは検事の裁量である。
- 取調べの弁護士立会制度について
 - 弁護士立会は2008年施行の改正刑事訴訟法により明文化されたが、それ以前から判例で認められていた。
 - しかしながら、弁護士立会はそれほど活用されていない。実施件数も多くはない。

質疑応答の要旨

- 映像録画の範囲及び証拠としての利用について
 - 映像録画物は、主として実質的真正成立を立証するため、つまり、検事調書の証拠能力を確保するために利用されている。
 - 映像録画をするかしないかは検事の裁量であるため、被疑者側が映像録画を要請しても、検事は、映像録画をすることによって不利になる場合には映像録画はしない。ただし、基本的には自白している場面を映像録画するが、高位公職者や社会的指導階層にある者、女性等については、取調べの適法性に疑義が生じないようにするため、自白しているか否認しているかにかかわらず、映像録画をすることがある。

なお、現在国会提出が予定されている法案においては、被疑者等から要請があった場合には映像録画が義務付けられることが内容とされている。
 - 映像録画は、身柄拘束されている被疑者だけでなく、身柄拘

束されていない被疑者や参考人の取調べでも実施できる。ただし、参考人については、その同意が必要とされている。

- 映像録画をしていない場合、他の方法で検事調書の実質的真
正成立を立証することは難しいのではないと思われる。検察
庁で勤務する取調べ補助者の証言で立証するという方法も考え
られるが、裁判所がそのような立証方法で検事調書に証拠能力
を認めるかは疑問である。
- 映像録画物は、検事調書の証拠能力を確保するための補完的
証拠であり、映像録画の内容自体が争われることはない。

● 映像録画制度に対する世論，マスコミの反応について

- 現在施行されている映像録画について，マスコミ等は，導入
段階においては，人権保護の観点からは賛成，映像録画物の実
質証拠化については反対という立場だった。

● 取調べの弁護士立会制度について

- 取調べの弁護士立会は，被疑者の権利であり，検事がこれを
拒否することはない。拒否すれば任意性が争いになり，任意性
が否定されるおそれがあるため，検事が理由なく拒否すること
は考えられない。
- 取調べに弁護士が立ち会うことによって，被疑者が検事と一
対一で話したいことや弁護士の前では話したくないことが話せ
なくなるという弊害もあると考えられるが，自白をするのに支
障になっているとか弁護人のせいで自白をしなくなるというこ
とは，韓国では実際は多くはないのではないかと思う。
- 弁護士立会があまり活用されていないのは，取調べ終了後
には意見を述べられるものの取調べ自体には介入できないこと，
時間がかかるわりには金銭的に見合わないこと，弁護士が立ち
会うことによって供述の任意性，信用性を争う余地がなくなり
検事調書が証拠として採用されることとなってしまうこととい
ったデメリットがあるからである。しかし，取調べにおいて拷
問等がなされないことを監視するという意味があるほか，取調
べ後に弁護士が出した意見は検事調書に記載されるし，検事調
書に供述と異なる記載があればそれを指摘する内容を記載させ
ることもできるので，メリットもあると思われる。

- 国会提出が予定されている法案について
 - 現在国会提出が予定されている法案は、司法協助者訴追免除・刑罰減免制度が盛り込まれているが、大韓弁護士会としては、これについては反対の立場である。

大検察庁検事による説明に対する質疑応答の要旨

説明の要旨

- 映像録画制度について
 - 韓国国内における映像録画の実施件数は、2008年は2万7769人（全事件数約214万件）、2009年は5万9321人（全事件数約216万件）、2010年は1万8747件（全事件数約185万件）である。
 - 映像録画が実施されている事件の罪名は、多い方から、①詐欺、②交通事故、③窃盗である。
 - 映像録画は検事の裁量で実施されるが、主として検事調書の実質的真正成立の立証のために用いられている。
- 弁護士立会制度について
 - 韓国国内における弁護士立会の件数は、2008年は524件、2009年は962件、2010年は1065件である。
- デジタルフォレンジックセンター（DFC）について
 - DFCは科学捜査の支援をするための組織であり、科学捜査企画官の下に約90名の職員が所属している。
 - DFCでは、麻薬鑑識、文書鑑定、心理分析、ディスク分析、モバイル分析、DNAデータ分析等を行っている。

質疑応答の要旨

- 映像録画制度について
 - 2010年は映像録画実施件数が減っているが、その理由は、当初は制度に慣れるために軽微事件などでも映像録画を実施していたが、2010年は、映像録画の必要がない事件で映像録画を実施するのは止めて、映像録画を実施することが必要な重要事件においてのみ実施すると方針転換したからである。
 - 映像録画を実施すると、検事調書の証拠能力を確保できることのほか、被疑者が公判で供述を変遷させるのを防止できることや違法な取調べを受けたとの主張を阻むことができること、慣れてくれば取調べ時間の短縮に繋がることといったメリットがある。
 - 映像録画物を他の事件で証拠として使用することがあるかど

うかについては、そのような例があるかは不明であるが、不可能ではないと思う。

- 映像録画は、自白事件ばかりではなく否認事件についても実施することがある。例えば、否認事件であっても、その供述をしていることを明らかにしておくことが立証に役立つ場合や、将来違法な取調べを受けたと主張するおそれがあるような場合にそれを防ぐ必要がある場合などは、否認事件でも映像録画を行っている。
- 映像録画は様々な活用の方法があるが、検事のほか弁護士や裁判官など多くの者がこれを見ることとなるため、映像録画をしている場面が長いと負担も大きいなどの問題もあり、全ての事件を映像録画するのは、物理的に無理があると思われる。

● 弁護士立会制度について

- 弁護士立会は、殺人や特捜部が扱う事件など重大事件に多いように思われる。

● D F Cについて

- 2005年に科学捜査企画官室ができたことによって現在の規模になり、2008年にこのD F Cの建物が建てられた。2005年以前は、大検察庁中央捜査部内に科学捜査課という部署があり、規模は現在の半分程度だった。
- 韓国では、警察にも、科学捜査のための部署として国立科学捜査院があり、警察は、科学捜査に当たってこれを利用している。科学捜査の機能が韓国内に2つ存在することとなるが、科学捜査院とD F Cは、相互に補完し、競争する関係にある。

大検察庁デジタルフォレンジックセンターの外観



法務部検事による説明に対する質疑応答の要旨

説明の要旨

- 新たな捜査手法等に関する法案について
 - これまでは、取調べの映像録画や取調べの弁護士立会など被疑者の人権保護を中心に法改正が行われてきたのに対し、捜査の実効性や真実発見を図るため、特に腐敗犯罪や組織犯罪に適切に対処する必要が生じたことから、この法案を国会に提出することとした。
 - この法案に盛り込まれているのは、司法協助者訴追免除・刑罰減免制度、司法妨害罪、重要参考人出席義務制度、公判手続への被害者参加制度及び映像録画物の実質証拠化である。これらは外国においても導入されていることから、それを参考にし韓国でも導入することとした。

質疑応答の要旨

- 新たな捜査手法等に関する法案について
 - 現在国会提出を予定している法案に盛り込まれている内容は、映像録画の議論とは別に、これを法制化する前から検討しており、数回にわたり法制化にチャレンジしたができなかった。
 - 現在国会提出を予定している法案は、司法協助者訴追免除・刑罰減免制度、司法妨害罪、重要参考人出席義務制度、公判手続への被害者参加制度及び映像録画の実質証拠化の5つの内容を一本の法案に盛り込んでいるものであるが、この中では、司法協助者訴追免除・刑罰減免制度が国会を通すに当たって最も議論になるものと思われる。他方、映像録画の実質証拠化は、既に一定限度で導入されている映像録画制度の改正であるため、他の制度に比べると議論は多くないと思われる。
- 司法協助者訴追免除・刑罰減免制度について
 - 訴追免除制度は、一定の事実を捜査機関に供述し、かつ、法廷でも証言した場合に、それを前提として訴追を免除する制度である。
 - 訴追免除は、裁判官の許可がなくても検察官の権限で行うことができる。
 - 訴追免除制度や刑罰減免制度による引っ張り込みの危険につ

いては、偽証罪や司法妨害罪で処罰することで対処することを考えている。

- 訴追免除制度や刑罰減免制度の対象となり得る者が、共犯者について証言する場合、共犯者の弁護人による反対尋問は当然保障される。反対尋問等により当該共犯者の証言が真実でないことが明らかになった場合、当該共犯者については、その犯した罪について免除や減免の利益は与えないこととなる上、偽証罪や司法妨害罪で処罰することで対処することとなる。

- 司法妨害罪について

- 韓国では、2007年の統計でいうと、偽証罪の被疑者3553人のうち1544人が起訴され、誣告罪の被疑者4580人のうち2171人が起訴されている。これに対し、日本は、同じく2007年の統計では、偽証罪の被疑者138人のうち9人が起訴され、誣告罪の被疑者133人のうち10人が起訴されている。この数字は、韓国が偽証罪や誣告罪に厳しく対処していることを示すとも、韓国では偽証や誣告が多いことを示すとも言えると考えている。

- 重要参考人出席義務制度について

- この制度は、重要な事実を知っていると認められる参考人が2回以上正当な理由なく出頭に応じない場合には、検察官の請求により裁判官の令状を得て参考人を勾引する制度である。したがって、重要な事実を知っていると認められるか否かは、裁判官が判断する。

- 映像録画物の実質証拠化について

- （現在国会提出を予定している法案には、映像録画物を実質証拠化するとともに、被疑者から要求があった場合には映像録画を行うべきとする内容も含まれているが）これは、身柄拘束された被疑者だけでなく身柄拘束されていない被疑者にも適用されるし、参考人にも適用される。また、警察の取調べにも適用される。

この法案が成立した場合、被疑者等から映像録画の要求があった場合には、正当な理由がない限り、映像録画を行うことが義務となる。

- 仮に取調べの全過程を映像録画することを義務付けられたとしても、法務部としてはその備えはあると考えているが、映像録画制度にはメリットもデメリットもあるので、日本で導入するに当たってはよく検討した方がよいと思う。

- その他

- 現行法における検事調書の実質的真正立証を行うための映像録画以外の客観的方法としては、被疑者と被害者が取調べで対質を行った場合の被害者の証言が考えられる。
- 映像録画がない場合の検事調書の実質的真正立証として検事の証人尋問を実施した場合には、偽証罪の制裁の下で検事が証言するとしても、映像録画に比して信用性が低いとみられる可能性があるが、検事の証人尋問による実質的真正成立の立証も許され则认为している。

検事が証言したこと及びその証言内容が証拠となるものとされている。

ソウル中央地検検事による説明に対する質疑応答の要旨

説明の要旨

- 映像録画制度について
 - ソウル中央地検においては，58の映像録画用取調べ室を設置して映像録画を実施している。
 - 映像録画は全ての取調べの全過程について行われているわけではなく，いったん映像録画を開始したらその取調べの開始から最後まで映像録画が行うことが義務付けられているだけである。どの取調べで映像録画を実施するかは，検事の裁量による。
 - ソウル中央地検における2010年の映像録画の実施件数は2097件であり，ソウル中央地検における全事件の1パーセントである。
 - 映像録画制度のメリットとしては，検事調書の証拠能力を確保できること，被疑者が公判で供述を変遷させるのを防止できること，人権保護に資することなどが挙げられ，デメリットとしては，特捜部が取り扱う事件のように供述がなければ立証が困難な事件において被疑者の説得に困難が生じることなどが挙げられる。
- 弁護士立会制度について
 - ソウル中央地検において弁護士立会が行われた件数は，2009年が233件で全事件の0.14パーセント，2010年が274件で全事件の0.2パーセントである。
 - 弁護士立会制度のメリットとしては，人権保護に資することが挙げられ，デメリットとしては，弁護士が取調べを妨害したり不当に尋問を中断させるなどした場合，取調べに支障が生ずることが挙げられる。

質疑応答の要旨

- 映像録画制度について
 - 映像録画を実施することによって取調べの時間や回数が大きく変わったということはない。ただし，映像録画は，起訴する事件についてのみ行うわけではない。例えば，韓国では，告訴・告発事件の件数が多く，その中には民事的な紛争に近い事案が相当数ある。それらは起訴できない事案も多いが，起訴でき

ない場合であっても、後の民事的な紛争に備えて、当事者の主張を記録化しておくために映像録画をしておくこともある。そして、このような事案においては、映像録画はするものの検事調書は作成しないことがある。検事調書を作成しなければ、その分取調べ時間を短縮できるため、そのような意味では、映像録画により取調べ時間の短縮につながる面があるといえることができる。

- （現在国会提出を予定している法案の中には、被疑者等の要請があった場合には映像録画をしなければならないという内容が含まれているが）ソウル中央地検では、その実施に備えた準備は現在のところしていない。それが実施されとなると、特に（供述がなければ立証が困難な事件を取り扱う）特捜部の捜査に対しては影響が生ずることが予想され、自白を獲得するための尋問方法を変えなければならないかもしれない。大検察庁においては尋問方法等の教育も行っており、法案が成立した場合には、それに応じた尋問方法の開発等が必要となってくると思う。
- 例えば、組織的な薬物犯罪などの組織犯罪においては、映像録画を実施することによって被疑者等が供述しにくくなることが考えられ、実際、被疑者等が映像録画を拒否する場合がある。

● 弁護士立会制度について

- 特捜部が取り扱う事件は、供述証拠がなければ立証が困難な事件が多いが、そのような事件で弁護士立会がなされた場合、取調べに支障が出るのではないかと心配になることがある。しかし、韓国では、弁護士立会は法律上の権利であり、検事は正当な理由がない限りこれを拒否できないため、検事が理由なく弁護士立会を拒否することはない。

● その他

- 韓国の裁判官は、公判中心主義という考え方が強い。仮に調書の証拠能力を認めたとしても、信用性を否定するケースも、多くはないが存在する。
- 韓国においては、かつては否認すると保釈が認められない傾向にあったが、最近は、否認している被疑者であっても、自白している被疑者よりは保釈が認められにくいものの、以前に比べれば保釈が認められるようになってきている。

- 韓国においては，身柄拘束期間が一審では最長 6 か月に限定されているなど身柄拘束期間は一般的に日本より短いといえると思う。



女性・児童専用の取調べ控え室



女性・児童専用の映像録画用取調室(1)



女性・児童専用の映像録画用取調室(2)